

流通確認業務サービスの業務について (概要)

令和6年6月20日



軽自動車の不正流通防止対策 [軽自動車流通確認]

軽自動車には、普通・小型自動車と異なり、「登録」という国による所有権の公証制度がなく、販売店やファイナンス会社が軽自動車の割賦販売によって、所有権を留保している場合でも、名義変更等の手続きについて、法令上は、所有者の印鑑証明書を提出する必要がないことから、所有者の申請の同意の有無を何らかの方法で確認しなければ、偽署名を使った書類の提出であっても、車検証上の所有者名義等を変更することが可能となってしまいます。

	軽自動車	普通・小型自動車
運行に必要な手続	検査	検査・登録
所有権の公証	なし (それ故に印鑑証明及び実印が 不要)	有り (それ故に印鑑証明及び実印が 必要)
ナンバープレート	車両番号標 (封印なし)	登録番号標 (封印有り)

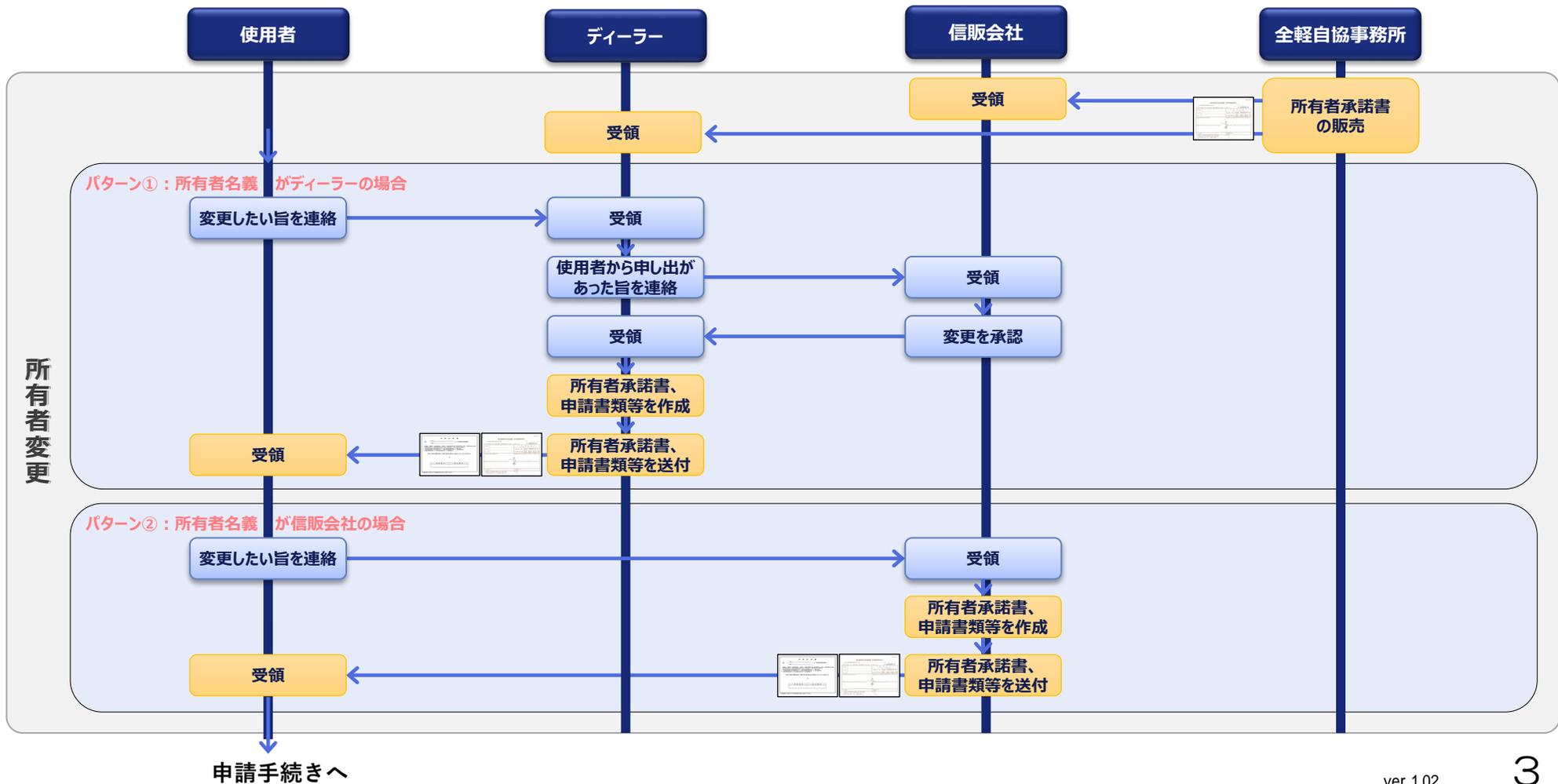


全軽自協は昭和42年の発足以来、全国の事務所で実施する「所有者承諾書」や「返納確認書」を使用した、所有者の印影確認による流通確認により、所有者の同意の無い名義変更等の手続きを所有者の皆様とともに未然に防いでまいりました。この取り組みは、軽自動車制度にとっても必要不可欠なものであり、今後も継続していく必要があります。

また、従来から業界独自の流通確認により不正流通の防止が図られてきたことで、現在においても軽自動車は登録車（普通・小型自動車）の取り扱いとは、手続き上も明確に区別されており、軽自動車制度の維持にも貢献している取り組みでも考えています。

現在の「所有者承諾書」の流れ（使用者～所有者間）

現在の所有者承諾書（紙）では、事前に用紙を購入いただき、所有権解除や使用者からの検査証の変更希望等があった都度、個別に所有者承諾書に記載・押印し、使用者へ送付しています。



自動車検査証の電子化の影響

2023年1月より登録車の検査証が電子化され、軽自動車も2024年1月より自動車検査証が電子化（電子車検証の交付）されました。

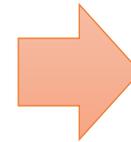
電子車検証は券面表示項目から所有者欄がなくなり、**検査証の目視だけでは所有者が誰なのか分からない**ため、所有者承諾書に記名及び押印があったとしても、所有権が留保された（流通確認を実施する必要がある）車両であるか判別できなくなります。



①



②



電子検査証のICタグを読み取り、所有者を確認することは可能ですが、事務所では提出された全ての電子検査証のICタグを読み取る必要があり、**作業の負担及び時間が増大することから、従来の所有者承諾書等の印影確認での流通確認業務を継続することは困難**となります。

〔 軽自動車流通確認 〕も電子化へ

自動車検査証の電子化後においても、軽自動車流通確認の継続を基本として、印鑑登録事業者の業務負荷を軽減するとともに、当会窓口の業務円滑化によって流通確認に賛同する新規事業者を受け入れることにより、軽自動車業界の安心・安全の向上を目指して、流通確認も電子（システム）化いたします。

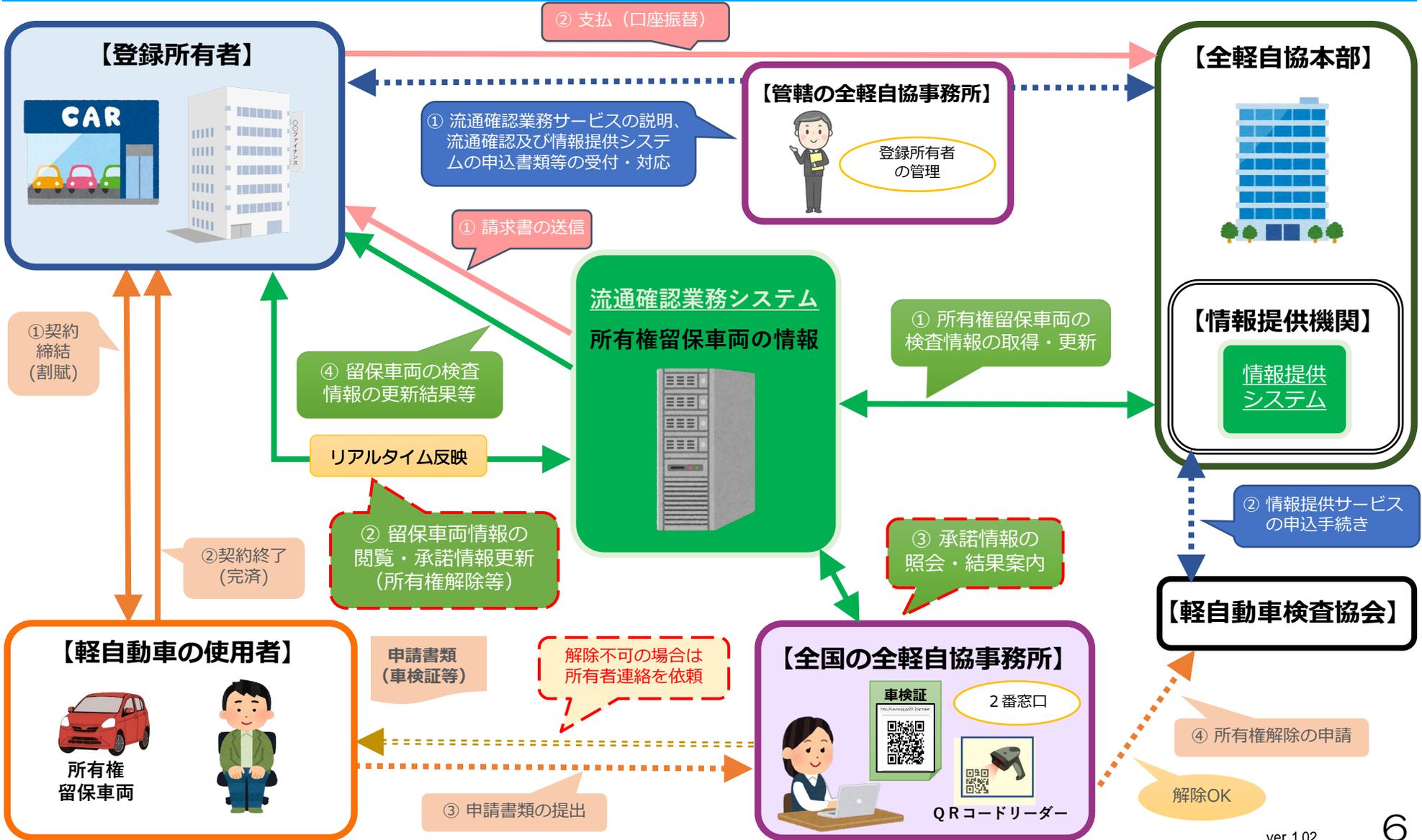
《システム化の考え方》

1. 所有者が同意する申請の区分を細分・明確化できること。
2. 「所有権留保車両」の正確な車両情報を取得・管理できること。
3. 利用者からの問い合わせに対し、速やかに対応できること。
4. 人による作業を可能な限り省力化すること。
5. 申請時に所有者の同意をスムーズに確認できること。

流通確認業務サービス概略図

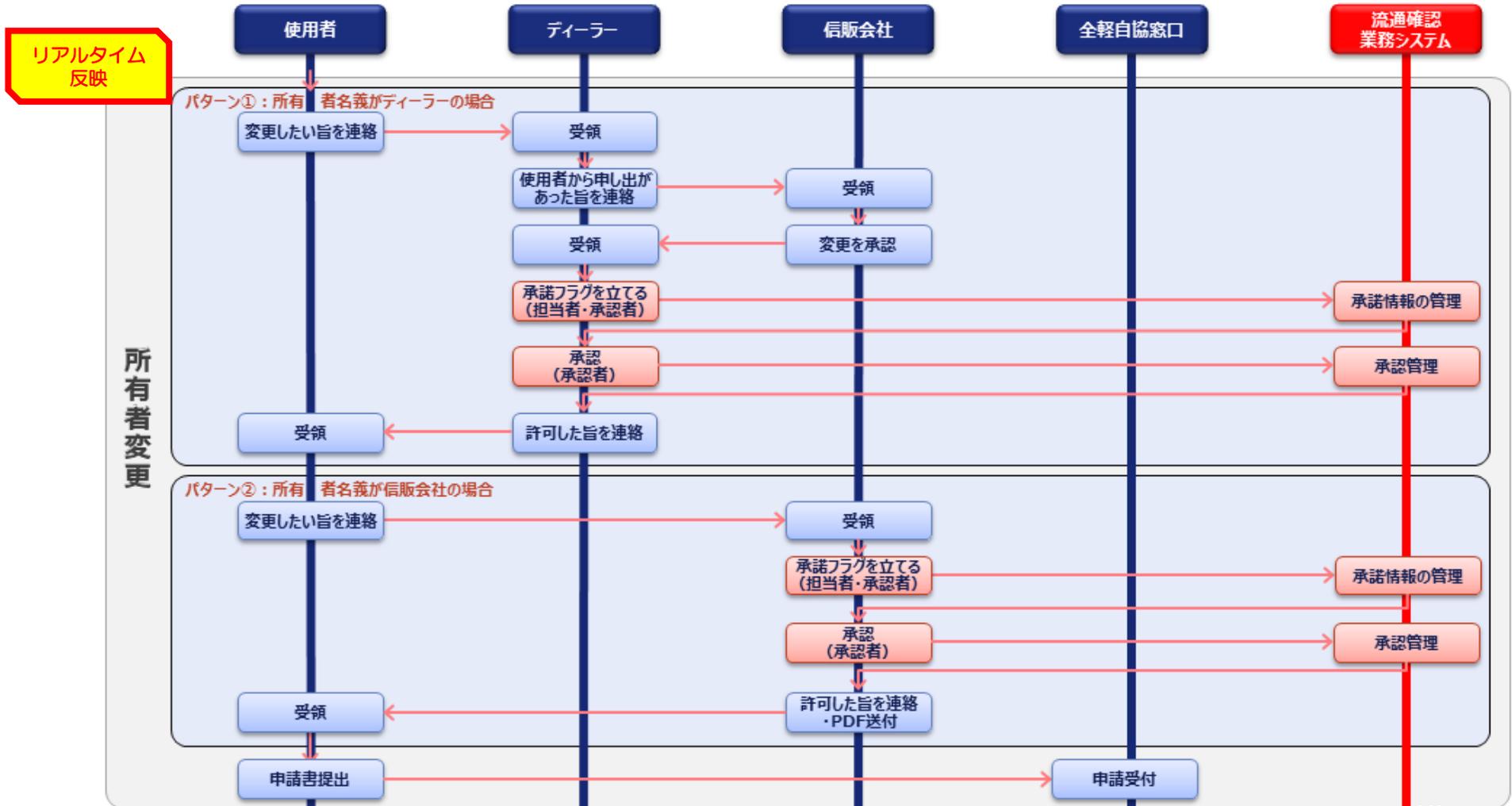
お金の流れ ①～②
 申込関連書類の流れ ①～②

流通確認業務システムの情報の流れ ①～④
 使用者の動きの流れ ①～④



1 システム化後の情報の流れ（使用者～所有者間）

システム化後は、システム内にある留保車両情報に対し、承諾する手続きの種類を指定する（承諾情報の登録）だけで流通確認に関する使用者への対応は終了します。（図は所有者変更の手順）



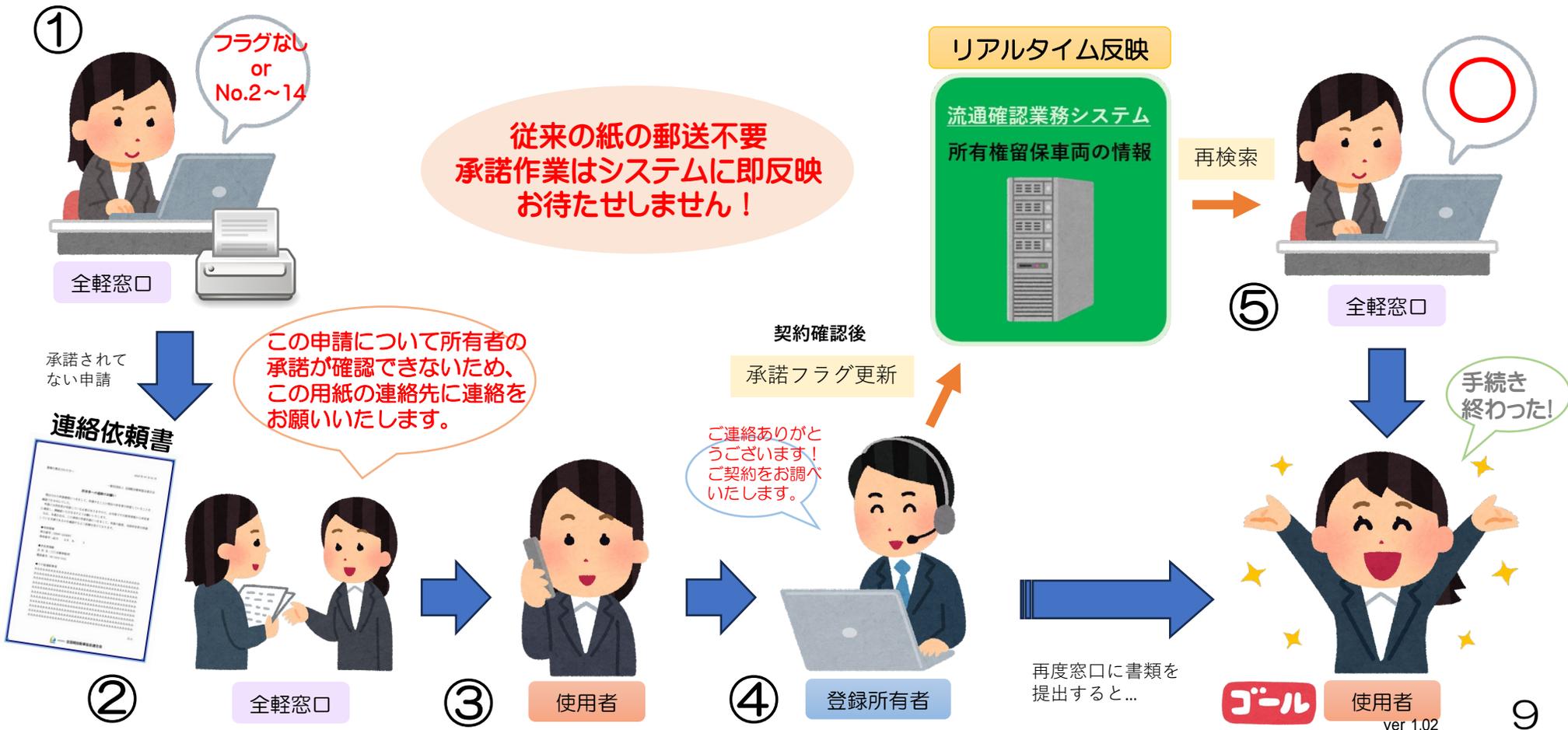
システムに登録されている車両情報に対して、承諾する申請内容（承諾情報）を登録することにより、事務所（窓口）における利用者からの申請手続きの受付対応の指示が可能となります。

承諾情報の登録方法は、車両毎に以下の申請種類別の「承諾フラグ」に対し、チェックを入れることにより実施します。また、「承諾フラグ」に対する機能として、承諾の際の条件などの伝達が可能な変更指定欄、システムに登録される車両に対して共通の「承諾フラグ」を設定可能なデフォルト設定などの機能があります。

No.	承諾情報(承諾フラグ)の種類		所有権留保中の手続き(No.2~14のフラグ)に対する機能			
			変更指定欄	デフォルト設定	車両毎の変更	
1	所有権解除 (全ての申請を受け付けます。)					
2	所有権留保	中古新規検査	フラグ毎に、承諾の際の条件(制限や指定)の表現が可能な欄を設けます。 社内での変更等に対する取り扱いを反映することが可能です。 例) No.7「利用者住所変更」に、承諾フラグを立て、変更指定欄に「県内移転のみ承諾」と記載した場合 → 申請が県内の住所変更でない場合、窓口は所有者への連絡を案内。(申請を止めます。)	フラグ設定に対する会社全体の取り扱いを決定し、デフォルト設定をすると、留保車両情報をシステムに登録する際に、自動的に当該フラグを登録します。(変更指定欄含む)	車両毎でデフォルト設定以外のフラグ(変更指定欄含む)にも変更可能となっております。 デフォルト設定以外のフラグ等に変更した場合、原則として「期限付き機能」となっており、期限は、「デフォルト設定とは異なるフラグに変更した日から62日(約2か月)」までとし、期限経過後はデフォルト設定に戻ります。(期限までに申請手続きを終えるよう依頼するイメージ)	
3		自動車検査証記入申請				所有者氏名変更
4						所有者住所変更
5						利用者氏名変更
6						利用者氏名変更(同一人物の変更)
7						利用者住所変更
8						車両番号変更
9						使用本拠位置変更
10		自動車検査証返納届出				一時使用中止
11	解体・滅失・用途廃止・輸出					
12	自動車検査証返納後の申請・届出	解体・滅失・用途廃止・輸出				
13		所有者変更記録(氏名変更)				
14		所有者変更記録(住所変更)				

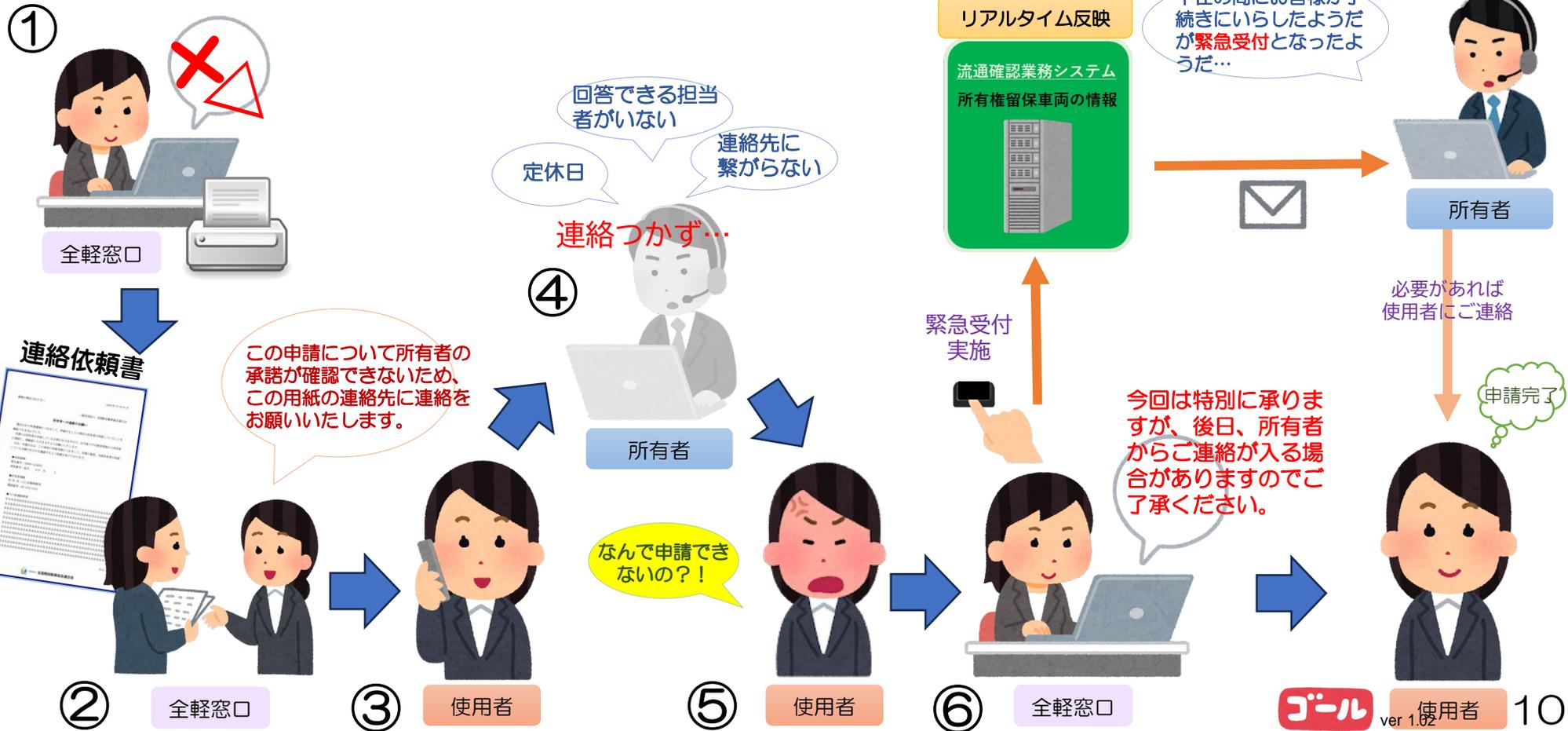
3-1 事務所窓口における対応について（通常）

全軽自協の事務所窓口は、承諾情報の登録内容（承諾フラグ）に沿って対応をします。承諾情報が「所有権解除」となっている場合は全ての申請を受理しますが、それ以外（所有権留保）は承諾情報の内容等を確認し、承諾されていない申請内容であった場合は「所有者へのご連絡」をご案内します。



3-2 事務所窓口における対応について（緊急受付）

現在でも、申請時の所有者承諾書の添付要請について、納得いただかず提出者とトラブルとなることがあります。軽自動車流通確認は法令に定めのない自主的な取り組みであるため、使用者からの申請受理の要請があった場合は、法令等に基づき、申請を拒むことができません。業務サービスでは、そのような場合、システムを通じて速やかに通知いたします。



流通確認業務は、正確な情報のもとで実施できなければ適正な対応ができません。不確かな情報によって誤った対応をすれば、不正流通を防止することはできません。そのため、システム化においては、以下のサービスを利用して、正確な情報を取得し運用します。

「軽自動車検査情報提供サービス」 <https://www.zenkeijikyo.or.jp/teikyo>

承認情報提供機関が、軽自動車検査協会から提供を受けた軽自動車検査情報を元に、検査情報を請求する利用者に対し、情報を提供するサービスです。このサービスを利用すると、検索により自社が所有権を留保している以下の車両情報の提供を受けることが可能です。

- ① 保有車両情報（統計/初期）
- ② 申請により当日更新された車両情報（ジャーナル、翌運用日に提供）



検査情報提供サービスと業務サービスの組み合わせにより、以下が可能となります	
最新の検査情報に基づいた車両管理	日々、抽出条件により検査情報が追加・更新され、最新が表示されます。
自社名義車両の車両管理	申込時に「使用者・所有者が同一」を選択すると、自社全ての車両が管理できます。
検査情報と自社の管理情報の突合	システム内の車両データのcsv出力機能により、外部情報との突合が可能です。
車両の検査情報の更新履歴管理	日々提供された検査情報は、履歴として確認が可能です。(継続検査等除く)
所有権解除予定車両の申請結果管理	所有権解除の申請がされた場合でも、所有者ではなくなった旨の通知がされます。

◆当会の業務サービスは、上記サービスの利用が必要となります。申込手続きは全軽自協が代わって行いますが、申込に必要な書類を提出していただく必要があります。なお、情報提供サービスの利用ができない場合は、当会の流通確認業務サービスもご利用できません。

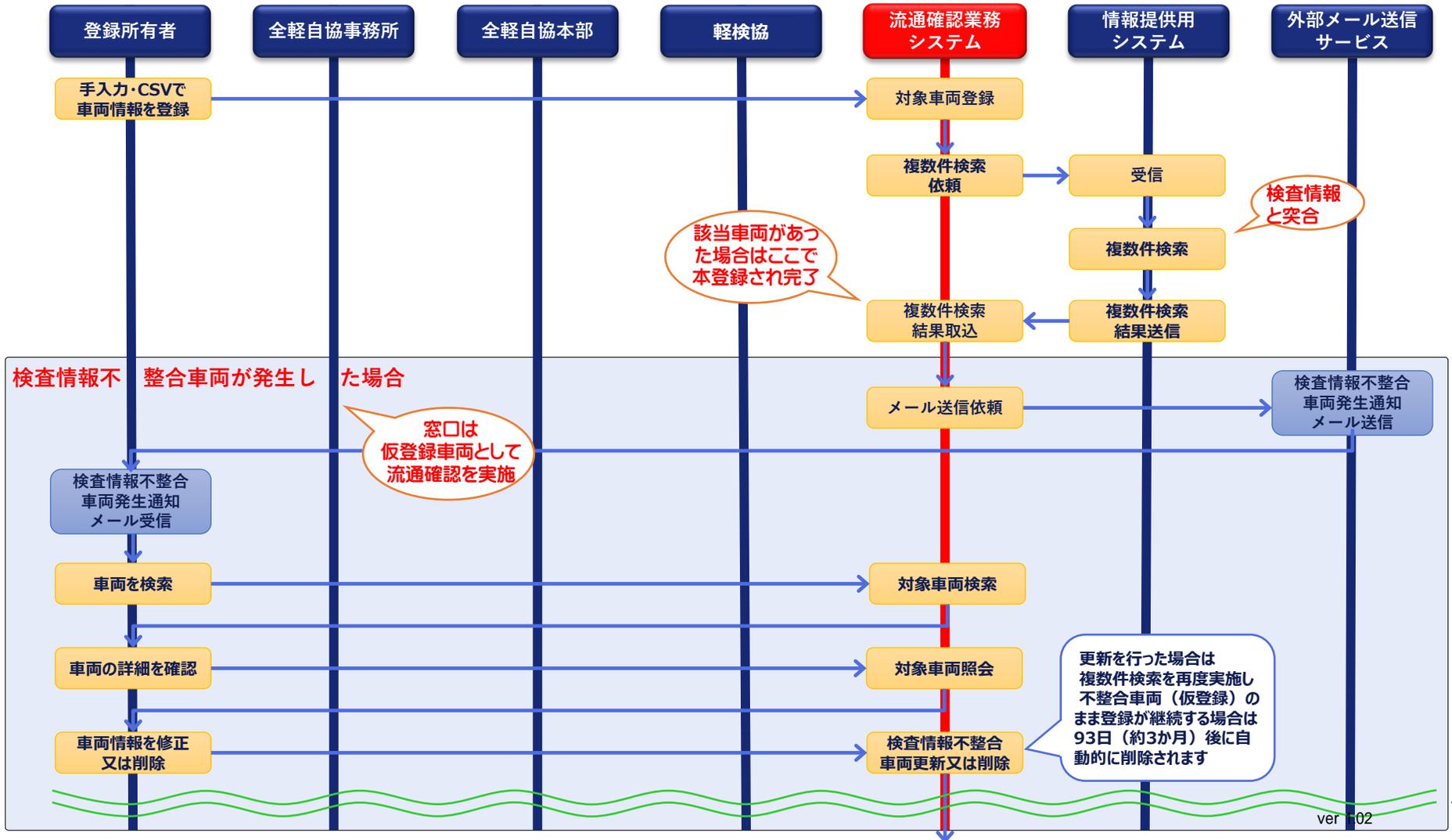
5-1 留保車両情報の登録 ～ 検索による自動登録 ～

車両情報は、抽出条件検索による「自動登録」が基本となり、対象車両は利用申込の際に提出いただく「所有者判別条件表」によって条件検索されます。

また、何らかの原因により所有権留保車両が自動登録されなかった場合を想定し、手動での登録方法として「手入力・CSVアップロード形式」での登録が可能となっています。



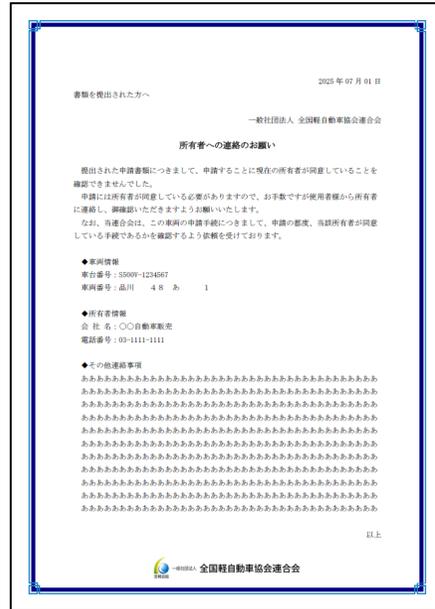
手動登録の場合でも、情報提供サービスを利用し正確な情報を取得し登録します。



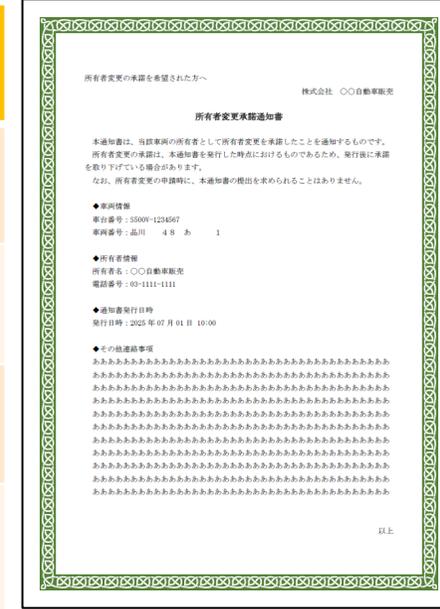
6 2つの書類の発行機能 ～ 正確なご案内のための機能 ～

使用者等に対し適切な案内を行えるよう、2種類の書類発行機能を設けました。①は、全軽窓口に来所した際に、申請手続きの承諾を得ていない使用者等に対して発行するもの、②は、所有権解除を承諾した車両の使用者に対し、その承諾の意志を書類（PDF）化できるようにいたしました。

【全軽→使用者】 ① 所有者連絡依頼書	
発行者	全軽自協（登録所有者から依頼を受けている旨も明記）
交付先	書類を提出された方（申請者、使用者を想定）
出力タイミング	流通確認の結果、承諾していない申請内容の場合に出力
目的	使用者等に対し、申請について所有者から承諾を得る必要がある旨を口頭での案内のみとせず、紙による案内にすることにより、円滑な対応が可能となる。
表示項目	車台番号、車両番号、登録所有者名（略称）、所有者連絡依頼書向け電話番号、登録所有者が自由入力可能な備考欄（全車両共通内容）、出力日
発行形式	紙（A4サイズ）



【所有者→使用者】 ② 所有者変更承諾通知書	
発行者	登録所有者
交付先	使用者
出力タイミング	「所有権解除」の承諾フラグを立てると出力可能
目的	現在の所有者承諾書（紙）の流通が無くなるため、使用者に対して「当該車両について所有権解除を承諾している」という参考書類として発行。（発行は任意）
表示項目	車台番号、車両番号、登録所有者名（略称）、所有者変更承諾通知書向け電話番号、発行日時、登録所有者が自由入力可能な備考欄（全車両共通内容）
発行形式	PDF（編集不可パスワード付）



料 金	流通確認業務サービス料金表（別紙）をご確認ください。			
支払方法	口座振替（毎月）			
利用開始時期	令和7（2025）年7月1日予定			
申込期間	第一次締め切り【A 判別条件表の作成依頼】令和6（2024）年11月30日 【B 申込】令和6（2024）年12月27日必着 お申込みの詳細は「流通確認業務サービスの申込方法のご案内」をご覧ください。			
申込先	[印鑑登録事業者] 印鑑票を提出している全軽自協・事務所 [新たに参加希望] 最寄りの全軽自協・事務所にご相談ください。貴社の管轄事務所をご案内します。			
申込様式・資料の配布時期	令和6（2024）年6月頃に配布予定（詳細は事務所は管轄事務所にお問い合わせください。）			
システム等の問い合わせ先	一般社団法人全国軽自動車協会連合会（四輪事業課） TEL 03-5472-7861（代）			
所有者 アカウント	各アカウントの業務・権限	利用形態		
		利用状況・環境	動作環境	機 器
管理者	会社全体の情報・設定管理	<ul style="list-style-type: none"> インターネット使用 場所の制限なし クライアント証明書が必要（全軽発行） 	<ul style="list-style-type: none"> OS Windows10、Windows11 ブラウザ Microsoft Edge 推奨解像度 1,920×1,080 以上 	登録所有者のPC
承認者	業務等の実施（フラグ更新の承認可能）			利用時間
担当者	業務等の実施（フラグ更新は承認要）			全日 8:00～22:00 ※年末年始、臨時メンテナンス時除く
参照者	承諾フラグ等の参照のみ			